

21年産米の買入れについて

21年産米の買入れに当たっては、政府備蓄米の年産構成の適正化を図るため、現時点で生じている在庫水準100万トンとの差について買入れることとする。

その際、主食用需給への影響を可能な限り小さなものとしつつ、客観的かつ透明性の確保が図られるよう、これまでの産地品種銘柄ごとの買入予定数量の設定は行わず、一定の品質基準、数量単位を設けた上で、低価格のものから順次買入予定数量に達するまで買入れることとする。

1 買入予定数量

21年産米の政府買入数量は、21年10月末在庫（84万トン）を踏まえ16万トンとする。

2 買入対象米穀

買入対象米穀は、※産地銘柄及び等級別に最低100トンのロットを設定する。

また、特定の産地品種銘柄への偏重を回避するため、※一入札参加者からの同一産地品種銘柄の引渡数量上限1万トンを設定する。

3 入札参加資格

※従来の資格要件（当該年産の年間取扱数量100トン以上等）を満たす者

4 実施時期

買入入札については、※12月3日（木）に入札公告、12月中に入札を実施。